

令和元年6月26日

魚沼市議会議長 森 島 守 人 様

産業建設委員会

委員長 志 田 貢

産業建設委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) その他
- 2 調査の経過 6月26日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
その他で、委員から用途廃止する除雪車の取り扱いについて、質疑がなされた。

産業建設委員会会議録

1 審査事件

- (1) 議案第39号 魚沼市有住宅条例の一部改正について
- (2) 議案第40号 魚沼市公営企業の設置等に関する条例及び魚沼市水道条例の一部改正について
- (3) 議案第41号 魚沼市地下水の保全に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第42号 魚沼市森林環境整備基金条例の制定について
- (5) 議案第45号 財産（ロータリ除雪車）の取得について
- (6) 議案第46号 財産（ロータリ除雪車）の取得について
- (7) 議案第47号 財産（除雪ドーザ）の取得について
- (8) 議案第48号 財産（小形除雪車）の取得について
- (9) 議案第49号 市道路線の変更について
- (10) 議案第50号 市道路線の廃止について

2 調査事件

(11) その他

3 日 時 令和元年6月26日 午前10時

4 場 所 広神庁舎3階 301会議室

5 出席委員 星 直樹、大桃俊彦、富永三千敏、志田 貢、岡部計夫、森山英敏、
(森島守人議長)

6 欠席委員 なし

7 説明員 佐藤市長、小幡産業経済部長、山之内ガス水道局長、栂沢農林整備課長、
星建設課長、岡部都市整備課長

8 書 記 櫻井議会事務局長、今井主任

9 経 過

開 会 (10:00)

志田委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから産業建設委員会を開会します。これから本日の会議を開きます。まず、本委員会に付託されました議案について審議願います。

(1) 議案第39号 魚沼市有住宅条例の一部改正について

志田委員長 日程第1、議案第39号 魚沼市有住宅条例の一部改正についてを議題とします。

執行部より補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

志田委員長 これから質疑を行います。

岡部委員 今回4戸を2つ取り壊して2戸にするという条例改正ですが、これが昭和49年の建設で45年くらい経過しています。確認ですが、残りの2戸は入居者がいなくなったらそれも取り壊すのかということと、その後新しく住宅を建築する予定はあるのか、聞かせてください。

小幡産業経済部長 あと2戸残ってまして、入居者がおられますので、政策的に補償等をする中で、移転がお願いできるか交渉をしております。入居者の意向もありますので、粘り強く交渉はしていきたいと思っております。おっしゃられるようにあと2戸になりますので、その除却が完了した後、また新たな検討を必要としていますが、位置的に高度利用ができる場所になっておりますので、新たな住宅を建築するのか、宅地造成をして一般住宅を建築するのかという検討は今後していきたいと考えております。

志田委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第39号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第39号 魚沼市有住宅条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(2) 議案第40号 魚沼市公営企業の設置等に関する条例及び魚沼市水道条例の一部改正について

志田委員長 日程第2、議案第40号 魚沼市公営企業の設置等に関する条例及び魚沼市水道条例の一部改正についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

志田委員長 これから質疑を行います。

大桃委員 新旧対照表の中で、井口新田の一部及び吉田の一部という文言がありますし、それから簡易水道事業のほうにも吉田の一部とありますけども、これはどこを指しているのかお聞かせください。

山之内ガス水道局長 場所につきましては、1級河川佐梨川、道の駅ゆのたに付近でありますけども、あそこに主要地方道小出守門線の吉田橋があります。橋のたもと両岸が今の吉田ということで、両方同じ給水区域になっていますが、それを分割するというので、それぞれ吉田の一部というよう記載の仕方に変更されることになります。

大桃委員 そこを分けることによって上水道と簡易水道に分けるということですか。

山之内ガス水道局長 そういうことになります。

大桃委員 そうすると、旧吉田とある場所は、吉田とされているところは吉田の一部という

ことと、上水道の吉田の一部区域内ということをあわせて吉田という解釈でよろしいですか。

山之内ガス水道局長　　そういうことになります。

志田委員長　　ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第40号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第40号 魚沼市公営企業の設置等に関する条例及び魚沼市水道条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) 議案第41号 魚沼市地下水の保全に関する条例の一部改正について

志田委員長　　日程第3、議案第41号 魚沼市地下水の保全に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

佐藤市長　　ありません。

志田委員長　　これから質疑を行います。

大桃委員　　第12条に「許可又は前条の特別許可を受けようとする者は」とありますけども、この特別許可の内容をお聞かせいただきたいと思います。

小幡経済産業部長　　大規模開発を行う事業者に対する特別な許可という意味で解釈しております。

大桃委員　　その特別という中身のほうはどうか。

志田委員長　　ここでしばらくの間、休憩いたします。

休　　憩 (10:07)

再　　開 (10:10)

志田委員長　　休憩を解き、会議を再開します。

小幡産業経済部長　　新旧対照表にはございませんが、第11条に特別許可がありまして、特別許可の全文を読ませていただきます。「第8条第2項に規定する別に定める保全許可水量を揚水しようとする者は、前条の許可に代えて特別許可を受けなければならない」とされていて、保全許可水量を揚水する者についてを対象にした特別許可という解釈となっております。

岡部委員　　39ページの最後、第35条に罰則というのがありますが、一般的に罰則というと金銭的なものもありますが、こういうのはなじまないのか、ほかの自治体には金額を入れた罰則というのがあるのかどうか、この2点聞かせてください。

小幡産業経済部長　　この条例を改正するに当たって、近隣自治体の条例を参考にさせていただいております。具体的には金銭による罰則等はありませんし、過去魚沼市においても文書注意という程度の事案がありましたが、今のところ金銭による罰則は考えておりません。

岡部委員　　今近隣ということでしたが、ほかに調べて必要があれば、これを守らせるために

はそういうのもあったほうが抑止力になるのかなという気がしますが、その辺の検討をしていただけるのかどうか聞かせてください。

小幡産業経済部長 今回の条例におきまして業者の登録制という制度を新たに設けておりますので、業者がそれなりに認識をされて登録するという考えでおります。金銭的な罰則に相当するような行為は想定できないという考えでおります。

富永委員 新旧対照表の36ページの中段ですが、第16条「揚水機を入れる前に市の検査を」と書いてありますが、知識を技術を持っている職員が現場に行って検査をするのか、あるいは外部の機関に検査を委託して市の職員がそこに立ち会うのか、どのような検査の内容でしょうか。

小幡産業経済部長 井戸を掘削して揚水機を入れると井戸深度を測ることが難しいということで、主にケーシングの口径と井戸の掘削深度を掘削後、揚水機を入れる前に測定させてもらっています。今のところ外部の委託は考えておりませんし、現在は担当職員と技術的な知識を持っている職員2名で現地検査をしております。

富永委員 深度と口径を確認するということですが、その深度は井戸を掘った一番下のところの深度なのか、ポンプを入れると想定する位置で深度を測るのかどうでしょうか。

小幡産業経済部長 井戸深度でありますので掘削した深度、重りをつけたスケールを落として底に着くということで、井戸の掘削深度を確認させていただいておりますし、現地に入れる前の水中ポンプの内容でありますとか、揚水管の口径及び長さをあわせて確認しております。

富永委員 今回の条例改正をするのは当然議論しているのでしょうか、地下水対策委員会を開催して議論していたのでしょうか。

小幡産業経済部長 この条例改正に当たりまして地下水対策委員会で4回審議いただいております。そのほかに業者会として、融雪管理技術協会という協会がありますので、その業者会とも4回意見交換をする中で詳細を詰めて、改正案とさせていただきます。

富永委員 今回の改正のところにはありませんが、もとの条例の第2条第9号に消雪用井戸が定義されていまして、住宅用地、事業所用地、駐車場、道路、この場所で掘った井戸を消雪用井戸と書いてありますけれども、例えば住宅用地に隣接する道路ではない、畑だとか田んぼの端だとか、そういったところで掘ったものは消雪用井戸とはみなさないのかどうか。

小幡産業経済部長 農業用、具体的に田んぼでありますとか畑で使う井戸につきましては、この中で事業所用地というところに準じて対応させていただければと思っております。

富永委員 自分が質問したかったのは、そういう場所で掘ったものを消雪用で使った場合も消雪用井戸としないと都合が悪いんじゃないかなということで質問させていただきました。

小幡産業経済部長 その場所に掘った井戸が住宅用に使われるのか、事業所に使われるのか、駐車場に使われるのかという解釈で区分が可能かと思っております。

志田委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第41号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第41号 魚沼市地下水の保全に関する条例の一部改正について

ては、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(4) 議案第42号 魚沼市森林環境整備基金条例の制定について

志田委員長 日程第4、議案第42号 魚沼市森林環境整備基金条例の制定についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

志田委員長 これから質疑を行います。

岡部委員 43ページの第3条第2項で「基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に換えることができる」とありますが、有価証券というのは具体的にどのようなものを考えていますか。

佐藤市長 有価証券というと国債、あるいは社債等が一般的ですので、今市の資金運用は国債運用でしているところもあります。そういったことで有価証券、広くはもっとあるのかもわかりませんが、一般的には社債、国債と考えていただいて結構です。

岡部委員 第4条にそこから生じる収益を一般会計に計上するというので、国債というのはよほどのことがない限り間違いないんですけど、いろいろ運用する中ではマイナスになる場合もありますが、マイナスになる場合はどこからの財源で基金に充当するのか、その辺の考えを教えてください。

佐藤市長 確実かつ有利な方法でやっておりますので損はしないという前提であります。会計法にもこのことは規定されておりますので、それがないように運用させていただきたいと思っております。

富永委員 今回の森林環境整備基金ですが、使い道として市はどういったものを考えていらっしゃるのでしょうか。

栢沢農林整備課長 本来であれば森林整備という部分に用途していくべきところではありますが、森林整備の環境を整えていくことに若干時間がかかるということでもありますので、今年度におきましては農地に隣接する森林の整備と木材を使った新たな新商品をつくって、それをPRしていくというようなところに用途していく考えであります。

富永委員 国で制定した森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律を見ますと、第34条ですが、ここに森林環境譲与税の使い道ということで、いくつか挙げています。森林の整備に関する施策、それに関して人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用等が書いてありますけども、今提案をされています条例の第1条には「森林整備及びその促進に係る事業」という表現だけですが、この法律に書いてあるように森林整備だけではなくて、それに関係する人材だとか、公益的機能だとか、木材の利用だとか、そういった文言も入れておいたほうがいいんじゃないかと私は考えますが、その辺の考えをお聞かせください。

佐藤市長 今ご提案させていただいているのは、あくまでも基金条例であります。森林環境譲与税を使つての事業の条例ではなく、あくまでも基金条例でありますので、そのために森林整備及びその促進に係るという大まかに一くくりとしてあるということです。法律に基づく条例とは、また別個に考えていただきたいと思います。森林環境譲与税の目的はしっかりした法律に基づいた関係でありますので、ここはあくまでも基金条例でありますの

で、一旦譲与されたものを基金として積み立てるものの条例でありますので、大ざっぱになっているということでもあります。ここは立て分けをしていただかないと、必要があれば今度は条例で森林環境譲与税を使った事業の条例をつくるようになれば、その法律に基づく条例ができてくるというようなことです。

富永委員 他のところの基金条例を見ますと、その市や町によっていろいろ違っていきまして、そのところで重点的に考えている、環境が学習だとか、人材育成だとか、地元産材活用で木材利用だとか、そういうふうに書いてありますので、当市もそのようにしたほうではないのではないかと思って質問させていただきましたし、この基金に積み立てるもの財源は森林環境譲与税ですよね。森林環境譲与税を一旦基金として積み立てるわけだと思いますが、そうしたときにやはりここに書いておいたほうがいいんじゃないかなと考えて質問させていただきました。

佐藤市長 現状取り組んでいる事業については、例えば自然体験学習交流事業だとか、森林を伐採する事業については、既存の事業には充てられないということになっておりますので、これから発生しうる事業を含めてのことになりますので、今委員おっしゃるようなすでに取り組んでいる事業については、国もそこに充てることができないと、新しい事業を創出して、それに充当することが目的でありますので、そういったことから考えれば、森林整備及びその促進に係ることごとくくりにしておかないと、これから条例を常に変えないと新しい事業できないという形になりますので、そういったくくりにしてあるということです。

志田委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第42号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第42号 魚沼市森林環境整備基金条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(5) 議案第45号 財産(ロータリ除雪車)の取得について

(6) 議案第46号 財産(ロータリ除雪車)の取得について

(7) 議案第47号 財産(除雪ドーザ)の取得について

(8) 議案第48号 財産(小形除雪車)の取得について

志田委員長 日程第5、議案第45号 財産(ロータリ除雪車)の取得についてから、日程第8、議案第48号 財産(小形除雪車)の取得についてまでの4件を一括議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

志田委員長 これから質疑を行います。

森山委員 議案第45号の参考資料を見ますと、守門地域にあった平成15年式のNR280の更新だと書いてあるんですが、入札して大島自動車さんが落札しているわけですが、落札した大島自動車さんが提供する機械の型式みたいなものがどこにも書いていないようですが、それをお聞かせ願いたいと思います。

小幡産業経済部長 議案第45号の平成15年式NR280にかわる機種は、同じく新潟トランス株式会社、NR303のロータリ除雪車を予定しております。

森山委員 わかりました。それで、この不用となった平成15年式のNR280の処分についてはいかがお考えでしょうか。

小幡産業経済部長 用途廃止の手続きをし、行政財産から普通財産にした後、入札に付すという予定にしております。また、ほかの部署で利用の希望があればそちらに所管替えをしますし、各自治会から要望がありまして、払い下げという話になればそちらを優先し、その後入札に付すということをお願いしたいと思えます。

岡部委員 議案第45号と第46号と、この仕様を見ると第45号のほうは、最大除雪量が時間当たり2,700トン、除雪幅が2メートル60センチ、第46号のものが時間当たり2,300トン、2メートル20センチということですが、若干第45号の守門の除雪車のほうが、次の議案のものより一回り大きいというか、車でいうと2000ccと1800ccくらいの違いくらいな認識でよろしいのでしょうか。

小幡産業経済部長 議案の提案の際にも説明させていただいておりますが、守門地区、入広瀬地区に配置する予定のロータリ除雪車になっております。入広瀬地区については、守門地区に比べて比較的市道の幅員が狭いという状況がありますので、最大除雪幅を2.2メートルと設定させてもらっています。2000ccと1800ccという例もありましたけども、そのような違いはなく、あくまでも除雪幅を仕様書としております。

岡部委員 議案第46号についてはオプションがあつて、大きさとか幅は変わらないということですけども、このオプションによつての価格に対する差というのは、どのくらいみているのでしょうか。

小幡産業経済部長 見積上の比較ではありますけども、おおむね70万円から80万円の違いが、オプションとしてあります。

岡部委員 何を言いたいかという、守門のほうは少し大きいので、予定価格としては高いと設定するのが普通だと思いますが、次に出てくるほうがオプションで約100万近く高いという、オプションの差で高くなるという理解なんでしょうか。

小幡産業経済部長 車体本体については大きな違いがありませんので、価格の差はオプションの差と解釈していただければよろしいかと思えます。

岡部委員 今現在、守門の平成15年式のやつは普通財産にするということですが、今普通財産の簿価というんですか、今現在有する金額というのはどのくらいになっていますか。

小幡産業経済部長 今現在残価については計算しておりません。

岡部委員 今後競争入札したりとか、その前に市内にそれを必要とする自治会があればそこに無償譲渡する、細野地区にやったという事例があると思うんですけど、その後入札するわけですよね。市報でも何でもお知らせをして、皆さんにそういうのありませんかという手続きをしたいと思います。そこまでの間に簿価は公表するという考えですか、その前にやるのか、その辺聞かせてください。

小幡産業経済部長 今時点は行政財産となっておりますので、用途廃止をして普通財産にする段階で、残価簿価を設定する中で入札の準備を進めていくという予定にしております。

志田委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。本4件については、討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし)

異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから順次採決します。まず、議案第45号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第45号 財産(ロータリ除雪車)の取得については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。次に、議案第46号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第46号 財産(ロータリ除雪車)の取得については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。次に、議案第47号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第47号 財産(除雪ドーザ)の取得については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。次に、議案第48号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第48号 財産(小形除雪車)の取得については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(9) 議案第49号 市道路線の変更について

志田委員長 日程第9、議案第49号 市道路線の変更についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

志田委員長 これから質疑を行います。

志田委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第49号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第49号 市道路線の変更については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(10) 議案第50号 市道路線の廃止について

志田委員長 日程第10、議案第50号 市道路線の廃止についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

志田委員長 これから質疑を行います。

志田委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第50号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第50号 市道路線の廃止については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(11) その他

志田委員長 日程第11、その他を議題とします。その他、執行部から報告事項等はありませんか。(なし)委員の皆さんからご意見、協議事項等はありませんか。

岡部委員 先ほどの除雪ロータリに関連して、今現在自治会から廃棄するロータリについて、それが欲しいというような要望は聞いていますか。

佐藤市長 今のところまだ出てきていませんし、入札にかける前に自治会に相談するという形で、通知を出して公募する予定です。今のところ要望等承っておりません。

岡部委員 もし自治会から要望書なりが出てきたら、それを受けて優先的にやるという考え方でいいですか。

佐藤市長 廃棄車両の大きさも含めて、自治会からそういう申し出があって、自治会の用途に使ってもらえるのであれば、優先的に払い下げ、譲渡していきたいと思っております。

志田委員長 ほかに委員の皆さまから何かありませんか。(なし)本日の会議録の作成については、委員長に一任願います。本日の産業建設委員会はこれにて閉会します。

閉 会 (10:40)